

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

2025 年 5 月 27 日

株主各位

東京都渋谷区渋谷二丁目 24 番 12 号
株式会社ディー・エヌ・エー
代表取締役社長 岡村 信悟

2025 年 5 月 22 日開催の当社取締役会において、下記の内容の新株予約権を発行する旨を決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び同条第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

株式会社ディー・エヌ・エー第 28 回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

2025 年 6 月 11 日

3. 新株予約権の行使の際の払込取り扱い場所

三菱UFJ信託銀行 本店営業部 東京都千代田区丸の内 1 丁目 4 番 5 号

4. 募集対象者

当社の取締役（社外取締役を除く）4 名

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 34,954 株を上限とする。ただし、募集対象者からの引受けの申込みがあった新株予約権の数の合計数に 1 を乗じた数が 34,954 に満たない場合は、当該申込みのあった新株予約権の数の合計数に 1 を乗じた数を新株予約権の目的となる株式の数とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未

満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

34,954 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は、1 株とする。ただし、上記 (1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。なお、募集対象者からの引受けの申込みがあった新株予約権の数の合計が、34,954 個に満たない場合は、当該申込みのあった新株予約権の数の合計を会社法第 238 条第 1 項に定める募集新株予約権の数とする。)

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、金 1 円とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

2025 年 6 月 12 日から 2055 年 6 月 11 日までとする。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、上記 (4) の期間内において、取締役を退任した日の翌日から 10 日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

② 新株予約権者が死亡した場合、上記①に拘わらず、新株予約権に係る権利を承継した相続人が新株予約権を行使できるものとする。

③ その他権利行使の条件は、2025 年 5 月 22 日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところ

による。

(7) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

(10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権の払込金額の算定方法

次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の②から⑦の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-qT} N(d) - Xe^{-rT} N(d - \sigma \sqrt{T})$$

ここで

$$d = \frac{\ln \left(\frac{S}{X} \right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2} \right) T}{\sigma \sqrt{T}}$$

- ①1株当たりのオプション価格(C)
- ②株価(S): 2025年6月11日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、前取引日の基準値段)
- ③行使価格(X): 1円
- ④予想残存期間(T): 15年
- ⑤ボラティリティ(σ): 15年間(2010年6月11日から2025年6月11日まで)の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率
- ⑥無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦配当利回り(q): 1株当たりの配当金(2024年9月中間期及び2025年3月期末) ÷ 上記②に定める株価
- ⑧標準正規分布の累積分布関数($N(\cdot)$)

上記により算出される金額は新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。
なお、新株予約権の割当てを受ける当社取締役(以下、「当社役員」という。)は、その割当てに際しての払込金額の払込みに代えて、当社役員が有する報酬請求権と新株予約権の払込債務とを相殺することにより、新株予約権を取得することとする。

(12) 新株予約権と引き換えにする金銭の払込みの期日

2025年6月11日

以上